

道路運送車両の保安基準及び
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について

1. 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車に関する次の追加的な構造基準を廃止します。
 - ・ 座席の寸法
(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。)) 第 28 条、第 106 条、第 184 条関係)
 - ・ 通路の幅・高さ
(道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号。)) 第 23 条、細目告示第 33 条、第 111 条、第 189 条関係)
 - ・ 乗降口の大きさ、構造等
(細目告示第 35 条、第 113 条、第 191 条関係)
 - ・ 緩衝装置及び座席が旅客に与える振動、前方の座席との間げき等
(細目告示第 77 条、第 155 条、第 233 条関係)

2. 乗車定員 11 人以上の自動車について、乗車定員に占める座席定員の割合は 3 分の 1 以上であることとする基準を廃止します。
(細目告示第 29 条、第 107 条、第 185 条関係)